

猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 猪苗代町は、若者の定住を促進し、人口の増加と地域の活性化を図るため、町内に転入して民間賃貸住宅に入居する者に対し、猪苗代町補助金等の交付等に関する規則（昭和60年猪苗代町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入世帯 平成27年4月1日以降に転入し、かつ転入日の前1年間において町内に住所を有しない者の属する世帯をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 町営住宅等の公的賃貸住宅、官舎、社宅等の事業主から貸与を受けた住宅、その他この補助金の趣旨に合わないと町長が認める住宅を除く、自己の居住のための賃貸住宅で、建物賃貸契約書（以下「契約書」という。）を取り交わしているものをいう。
- (3) 定住 5年以上居住する意思を持って当該住宅に住居を定め、住民基本台帳に記載されていることをいう。
- (4) 実質家賃負担額 契約書に定められた賃借料の月額から、住宅手当・共益費・除雪費・駐車場使用料等を除いた実質の家賃額をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、転入世帯の世帯主で、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 転入と同時に民間賃貸住宅に居住を開始すること。
- (2) 転入日における世帯主の年齢が満四十歳未満であること。
- (3) 本町に定住する意思があること。
- (4) 1人以上の同居親族を有すること。
- (5) 他の公的制度による給付を受けていないこと。
- (6) この要綱の規定による補助金を過去に受け取っていないこと。
- (7) 公務員でない者。
- (8) 本町及び従前の居住地において、世帯全員の市町村税に滞納がないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、実質家賃負担額の2分の1に相当する額（千円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てた額)とし、月額二万円を限度とする。

(補助金の交付期間)

第5条 補助金の交付期間は、町内の民間賃貸住宅に入居した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から12月を限度とする。

2 補助金は、4月1日から9月30日までを上期、10月1日から翌年3月31日までを下期とし、それぞれの期の補助対象月分を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金を受けようとする年度の9月と3月の各末日までに、猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金交付申請書(第一号様式。以下「交付申請書」という。)に次の書類を添付して町長に申請しなければならない。ただし、2回目以降の申請の場合、書類の添付を省略することができる。

- (1) 民間賃貸住宅の契約書の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し(全部記載のもの)
- (3) 世帯全員の市町村税に滞納がないことを証する書類(納税証明書等)
- (4) 住宅手当等を証明する書類(任意様式)
- (5) 誓約書(第2号様式)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは速やかに補助金の交付を決定し、猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

(変更の承認申請)

第8条 申請者は、申請した事項に次に掲げる変更が生じたときは、速やかに猪苗代町民間住宅家賃補助金変更・中止承認申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

- (1) 実質家賃負担額の変更
- (2) 同居親族人数の変更
- (3) 町内の他の民間賃貸住宅への契約変更
- (4) 民間賃貸住宅の退去、又は契約の解除
- (5) その他申請事項の変更

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金実績報告書(第5号様式。以下「実績報告書」という。)にその領収書の写し又はそれに代わるものを添えて、第5条第2項に規定するそれぞれの期の末日から起算して10日以内に提出するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の決定通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、実績報告書とともに猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金交付請求書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、補助対象月分の補助金を交付するものとする。

(交付資格の喪失)

第12条 町長は、交付対象者が民間賃貸住宅を退去、若しくは契約の解除をしたとき又は町外へ転出したときは、その事実が生じた日の属する月以後(その日が月の末日であるときは、その日の属する翌月以後)の補助金は交付しないものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽の申請又はその他不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他、町長が相当の理由があると認めたとき。

2 補助金の返還の請求を受けた者は、当該請求額を町長が指定する期限までに返還しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。